

東京大学情報倫理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学問の自由、思想・良心の自由、表現の自由をはじめとする基本的人権の尊重の理念にのっとり、東京大学が管理・運用する計算機資源の利用に関するルールを定めることにより、その円滑かつ適正な利用を促進し、もって本学の教育及び研究の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計算機資源 東京大学が管理・運用する情報ネットワークシステム・コンピュータ、それらに接続された情報関連機器及びそれらにおいて用いられるソフトウェアをいう。
- (2) ユーザ 東京大学の計算機資源に対する利用資格を与えられている者をいう。
- (3) 部局 学部、大学院研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む。）、附置 研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設、保健管理センター、医学部附属病院及び事務局をいう。

第2章 情報倫理委員会及び情報倫理審査会

(設置)

第3条 東京大学情報委員会のもとに情報倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 第13条第3項に定める情報倫理運用規程の継続的整備
- (2) 本規則の解釈・適用に関する意見の表明
- (3) 東京大学に対して学外から提起される情報倫理に関するクレームへの対応
- (4) 部局における違反行為についての調査及び審査手続に関する情報収集と意見表明
- (5) 部局から委託のあった違反行為についての調査及び審査手続
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、東京大学における情報倫理の確立のために必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、総長が委嘱する東京大学の専任の教授又は助教授若干名及び総務部長とする。
- 3 前項の教授又は助教授の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長は、委員のうちから情報委員会委員長が指名する。
- 5 委員長は、会議を招集し、会議を主宰する。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員定数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 委員長は、必要があるときは、学外の学識経験者若干名を専門委員として委嘱することができる。
- 4 委員会の審理にあたっては、専門委員及び委員会が必要と認めたオブザーバーの意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員、専門委員及びオブザーバーは、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は窃用してはなら

ない。

(対応窓口の設置)

第8条 委員会は、情報倫理に関する違反行為の通知又はクレームを受けるための対応窓口を設置するものとする。

(連絡調整)

第9条 委員会は、その任務を果たすにあたって、部局及び東京大学コンピュータ緊急対応チーム(UT—CERT)と緊密な連絡調整を図らなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、情報基盤センターの協力のもとに情報企画課において処理する。

(部局の情報倫理審査会)

第11条 部局に、情報倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、当該部局が管理・運用する計算機資源に関わる違反行為について、調査及び審査を行うことを任務とする。ただし、審査会は、必要に応じ、調査及び審査手続を委員会に委託することができる。

3 審査会の組織、運営、調査及び審査手続については、委員会に準じて部局において定めるものとする。

4 違反行為についての調査及び審査手続による処置の決定が行われた場合には、審査会は、遅滞なく、その概要を委員会に報告しなければならない。

第3章 情報倫理基準

(ユーザの行為指針)

第12条 ユーザは、東京大学の教職員・学生等としての自覚と良心に基づき、又は計算機資源の利用者としての責任を認識し、第1条に規定する目的に従って計算機資源を利用しなければならない。

2 ユーザは、計算機資源を利用する他のユーザの権利と利益とに配慮し、これらを尊重しなければならない。

3 ユーザは、計算機資源の利用にあたって、自己責任の原則を基本とするものとする。

4 ユーザは、計算機資源の管理・運用に協力をし、管理・運用上必要な指示に従わなければならない。

(ユーザの義務)

第13条 ユーザは、計算機資源の利用において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 刑法その他の法令に定める処罰の対象とされる行為をしてはならない。

(2) 民法その他の法令に定める損害賠償等の民事責任を発生させる行為をしてはならない。

(3) その他法令に定める制限又は禁止されている行為をしてはならない。

(4) 計算機資源の機能に障害を与え、又は、他のユーザによる計算機資源の利用に支障を及ぼす行為をしてはならない。

(5) 東京大学における教育・研究に支障を及ぼす行為をしてはならない。

(6) その他個人や社会の利益を不当に損なう行為をしてはならない。

2 計算機資源の利用にあたっては、この規則及び次項に定める情報倫理運用規程のほか、全学又は各部局で定められる計算機資源の利用に関する規定等に従わなければならない。また、ユーザが計算機資源の利用に関する合意書に署名した場合には、当該合意書の内容にも従わなければならない。

3 情報倫理に関わるユーザの義務の具体的内容は、委員会が情報倫理運用規程において定める。

(違反行為に対する処置)

第14条 前条に規定するユーザの義務に対する違反行為(以下「違反行為」という。)については、委員会又は審査会で行われる審査手続に基づき、次の各号に定める処置の一又は複数を決定することができる。処置の実施は、当該違反行為にかかわる計算機資源の利用資格をユーザに与えた者がこれを行う。

- (1) 利用資格の剥奪
 - (2) 利用資格の停止
 - (3) 利用範囲の制限
 - (4) ユーザの氏名及び違反行為の公表
 - (5) カウンセリング及び再教育
- 2 違反行為に対する処置は、過失又は未遂の場合にもとることができる。
- 3 処置の内容は、違反行為にかかる故意・過失の存否及びその程度、既遂・未遂の別、生じた損害又は危険の重大性の程度、違反者の改悛の情の有無、違反者の更生の可能性その他違反行為にかかわる一切の事情を考慮して決定されるものとする。
- 4 利用資格を剥奪された者は、処置の実施後1年を経過した場合には、委員会に利用資格回復の申し出を行うことができる。この申し出の審査（再審査）は、前項に定めた事情を考慮して行われるものとする。再審査の手続については、委員会において別に定める。

（ユーザの利用環境）

- 第15条 ユーザは、正当な理由なく計算機資源の利用を制限又は禁止されない。
- 2 法令の規定に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、電子メール等の内容及び利用の状況についての秘密は保護される。
 - 3 システム管理上緊急の必要がある場合を除き、重大なシステム変更に際しては、事前に通知を受ける。

第4章 調査及び審査手続

（調査）

- 第16条 計算機資源の利用に関して違反行為の疑いが生じ、当該計算機資源を管理・運用する部局から第4条第5号に基づく対応依頼が委員会に行われた場合には、委員会は、すみやかに事実の確認に努め、必要に応じ証拠等の確保又は保全を行う。
- 2 違反行為が疑われるユーザ（以下「被疑ユーザ」という。）が特定されていない場合、委員会は被疑ユーザを特定するために適切な措置をとることができる。
 - 3 前2項の措置にあたっては、委員会は、当該違反にかかわる関係者に対して、事情の説明又は資料等の提出を求めることができる。
 - 4 ユーザが所有又は管理する証拠等を委員会が確保又は保全するにあたっては、原則として当該ユーザの同意を得なければならない。ただし、証拠隠滅のおそれなど緊急の必要がある場合には、ユーザの同意を得ることなく資料等の確保又は保全のための措置をとることができる。この措置については、当該ユーザに通知するよう努めなければならない。
 - 5 調査に際して確保又は保全された証拠等は、調査又は第19条以下に規定する審査手続の終了後に権利者に返却しなければならない。ただし、証拠等が内容又は取得方法において違法なものである場合には、この限りでない。証拠等が複製である場合は、当該複製を破棄又は消去することで返却に代えることができる。

（緊急措置）

- 第17条 違反行為の疑いが生じ、被害の拡大防止又は事実関係の調査のために必要と認められる場合には、委員会は必要最小限度の範囲で緊急の措置をとることができる。
- 2 違反行為の疑いが生じ、被害の拡大防止又は事実関係の調査のために必要と認められる場合には、前条及び前項の規定にかかわらず、情報基盤センターは、必要最小限度の範囲で緊急の措置をとることができる。この措置がとられた場合においては、情報基盤センターは、速やかに、当該違反行為を管轄すべき委員会又は審査会に報告し、その了承を得なければならない。
 - 3 第1項又は第2項に基づき緊急の措置がとられた場合においては、被疑ユーザ及び重大な影響を受ける可能性がある者に対して、速やかに通知するよう努めるものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、東京大学コンピュータ緊急対応チーム（UT—CERT）規則に基づきとられるUT—CERT及び部局CERTによる緊急対応を妨げるものではない。

（警告）

- 第18条 違反行為の可能性があると認められる場合、委員会は、被疑ユーザに対して警告を行うことができる。

2 前項の警告を行う場合、委員会は、被疑ユーザに陳述又は弁明の機会を与えることができる。

(審査手続の開始)

第19条 委員会が相当であると判断した場合には、被疑ユーザに対する処置を決定するため、審査手続を開始する。

2 審査手続は非公開で行う。

(簡易手続)

第20条 被疑ユーザの陳述において、違反行為を自ら認め、当該ユーザにより審査手続の放棄が文書によってなされた場合は、簡易手続として扱い、次条の手続を経ることなく委員会は事実認定及び第14条に規定する処置についての決定を行うことができる。

(審査手続)

第21条 審査手続において、被疑ユーザは自己のために事実を主張し、証拠の提出等必要な防御の機会を与えられる。

2 委員会は、被疑ユーザの申し出に基づき、又は職権により、被疑ユーザのために補佐人若しくは証人を認め、又は鑑定申請を行うことができる。

3 委員会は、違反行為の被害者及び関係者に対して、意見陳述又は証拠提出の機会を与えることができる。

(処置の決定)

第22条 委員会は、事案の解明のために必要な審査を終えたときは、手続を終結し、事実認定及び第14条に規定する処置についての決定を行う。

(懲戒処分等との関係)

第23条 教職員による違反行為が国家公務員法第82条第1項に規定する懲戒処分の要件に該当し若しくは職務上の義務違反として監督上の措置が必要とされる可能性がある場合、又は学生による違反行為が東京大学学部通則第25条若しくは東京大学大学院学則第42条に規定する懲戒に相当する可能性がある場合には、委員会は事案を被疑ユーザが所属する部局の長に通知しなければならない。この場合において、審査手続を中止することができる。

(関係者への説明)

第24条 委員会は、委員会に対して違反行為の通知を行った者、違反行為の被害者及び関係者に対して、その求めに応じ、調査及び審査手続の進捗状況並びにその結果について適切な時機に適切な範囲の説明を行うように努めるものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、情報倫理基準、調査及び審査手続並びに委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、平成14年9月17日から施行する。